

訴訟事件の取材対応



法務省大臣官房訟務企画課訟務広報係

原告の積極的なマスコミ活用

マスコミ

- 原告側の動きを大々的に報道
- 原告側の主張を報道

一般国民(世論)



- ・原告側の立場や主張のみの理解
- ・国側の情報は得られない

国側の主張を積極的に広報

広報活動の充実・強化

国民の理解
・
正しい認識



取材対応の基本方針

- 1 目的は
国の主張を正しく報道してもらう
- 2 報道機関への対応は
節度を持って
親切, 丁寧に
情報は正確に
- 3 憶測, オフレコで答えない
- 4 訴訟に関連する施策等は⇒行政庁



取材時の役割

取材対応窓口 ⇒ 訟務広報官, 訟務広報係

取材責任者

本省 ⇒ 所管課長・管理官

法務局 ⇒ 訟務部長

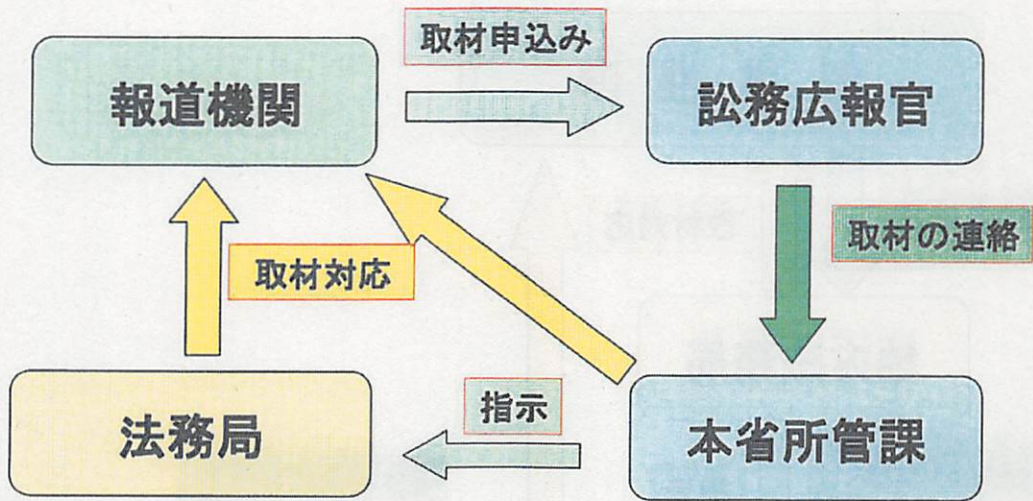
地方法務局 ⇒ 総括上席訟務官

取材対応者

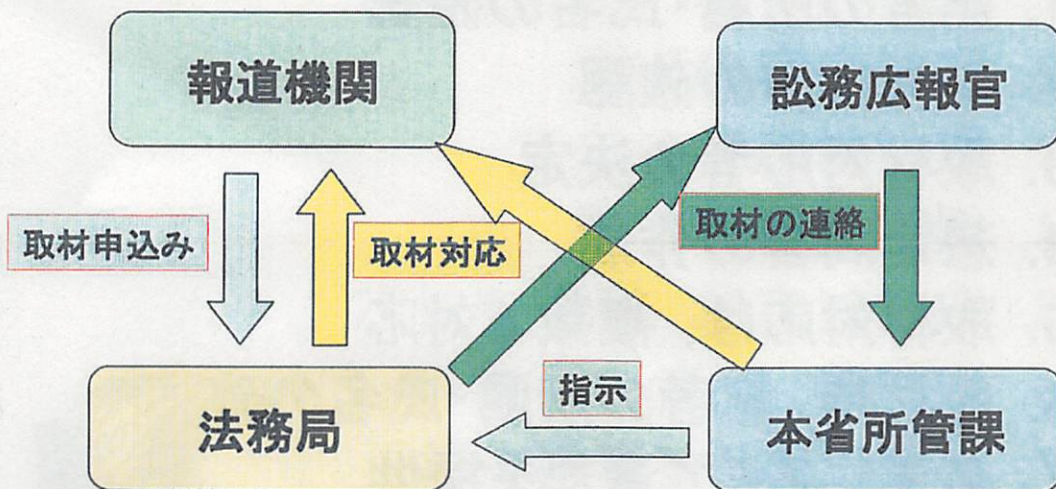
取材責任者が指定した者



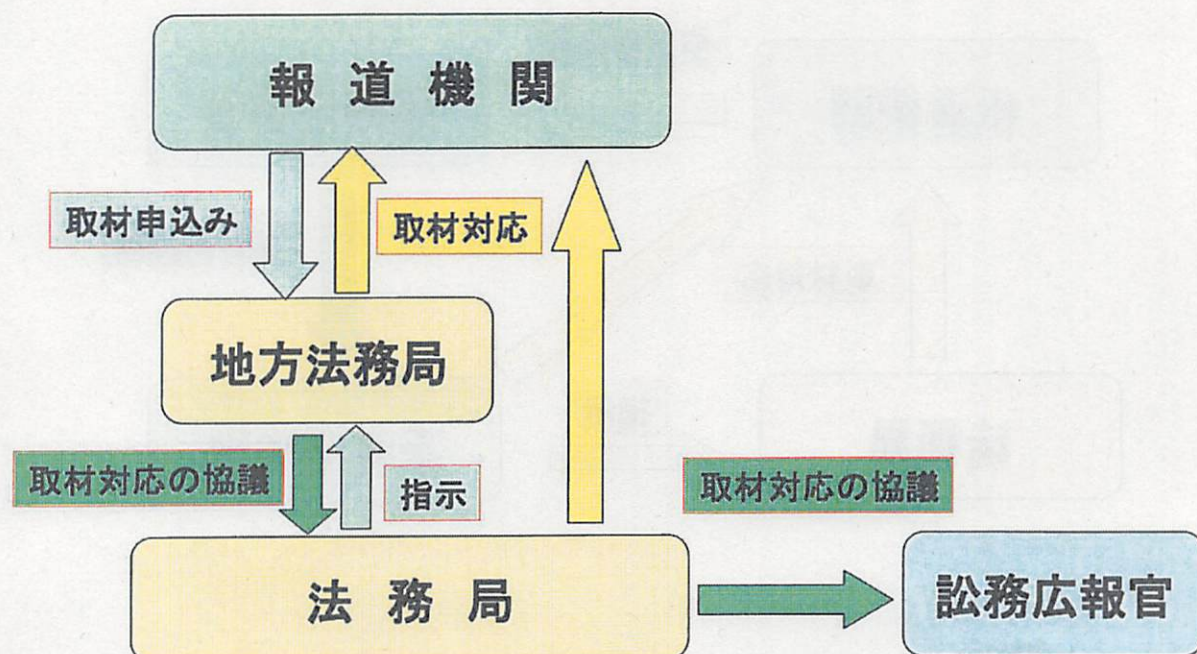
取材対応の流れ(本省)



取材対応の流れ(法務局)



取材対応の流れ(地方法務局)



面談による取材

1. 記者の所属・氏名の確認
2. 取材内容の確認
3. 取材対応者の決定
4. 想定問答の作成
5. 取材対応は、複数で対応
6. 取材時、記者の所属・氏名の確認
7. 必要に応じて資料を提供
8. 想定問答の範囲内で答える



面談による取材対応の場所等

- 庁舎内では、打合せ室
- 裁判所では
周囲の状況を考えて
当該期日での主張内容、法律用語
- 検証期日では
資料を用いて、簡潔に説明



電話による取材

1. 記者の所属・氏名の確認
2. 取材内容の確認
3. 取材対応者の決定
4. 想定問答の作成
5. 電話番号は、記録する
6. 取材時、記者の所属・氏名の確認
7. 想定問答の範囲内で答える



記者レク

本省所管課・室
法務局

所管行政庁



訟務広報官

- ①裁判所に主張・立証した事項
- ②配布資料は，裁判所に提出したものを加工
- ③カメラ取材は認めない
- ④法務局実施事件は，訟務広報官へ一報を



記者レク

- ①C型肝炎訴訟
- ②原爆症訴訟
- ③諫早湾干拓訴訟



記者クラブへの投げ込み

①C型肝炎訴訟

②原爆症訴訟



行政庁における取材対応

- 行政施策, 事実関係は ⇒行政庁
- 取材対応は ⇒法務局にホウ・レン・ソウ
- 応答例を法務局と摺り合わせ
- 事件打合せ会で取材対応を周知する

※ 訴訟遂行に支障がないように



選任弁護士取材

- 選任弁護士は、取材対応しない
- 法務局が対応
- 選任弁護士が対応してもよいのは
当該期日での主張内容、法律用語
- 取材を受けたら、法務局へ報告



上訴の有無の問い合わせ

- 上訴の方針の公表時期は？
- 所管行政庁と調整
- 外部公表時期の決裁
- 対応者を決めて



その質問は→答えるな

- 事件についての所見
- 和解について
- 判決の見通し
- 判決についてのコメント

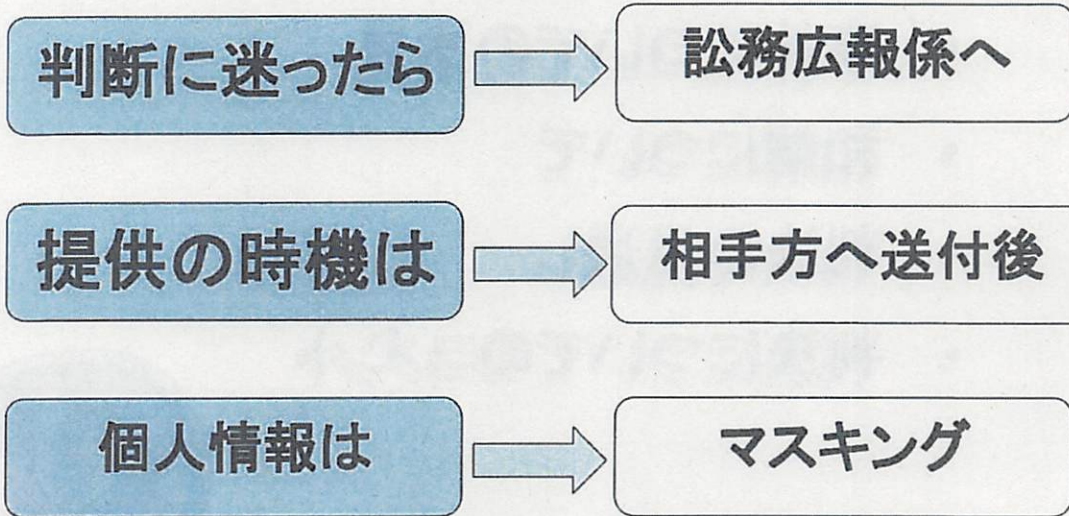


個別事件以外の取材

- 事件担当者氏名は？
- 訟務事件以外の取材は⇒訟務広報官
- 法務局他部門と共通の事項



準備書面の報道機関への提供



- 報道機関から準備書面等(写し)の提供を求められたら、特段の事情のない限り応じる

マスコミ対応の心得

- ① 現場の責任者は、部付である
- ② 部付の発言は、国の代表者の発言
- ③ 取材には、すべて答える必要はない。
「持ち帰って、あとで回答します」でよい
- ④ 回答内容は 判明している事実、明らかな内容に限られる。推論は述べない
- ⑤ 取材を受けたら、直ちに報告をする

- 訟務部長への取材が予想される場合は、速やかに部長に報告すること